

奈良市奈良町南観光案内所運営事業及びにぎわい創出事業業務委託
プロポーザル審査委員会設置要領

(設置の目的)

第1条 奈良市奈良町南観光案内所運営事業及びにぎわい創出事業業務委託業務（以下「委託業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）の審査を適正かつ公平に行うため、奈良市奈良町南観光案内所運営事業及びにぎわい創出事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委託業務の受託事業者の募集要項の策定
- (2) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づき審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づく審査
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員3名で組織する。

2 委員が、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が適当と認めるもの

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。

7 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。但し、委員長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議の公開については、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条及び奈良市審議会等の会議の公開に関する指針（平成20年3月5日策

定)の規定に基づき行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、奈良町にぎわい課において処理する。

(報告)

第7条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年11月28日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、委託業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。